

離婚届

令和 4 年 11 月 1 日 届出
(あて先)

消せるボールペンで書かないでください

住所、氏名
住民票記載通りに記入
本籍
戸籍記載通りに記入

1	(よみかた) 夫 氏 名 甲 野 太 朗 妻 氏 名 甲 野 花 子 生 年 月 日 昭和 56 年 7 月 1 日 平成 58 年 11 月 6 日 住 所 東京都渋谷区 渋谷1 番地 1 号 世帯主の氏名 甲 野 太 朗 本 籍 東京都渋谷区渋谷1 番地 (2) 筆頭者の氏名 甲 野 太 朗 父母及び養父母の氏名 夫の父 甲 野 丙 男 続き柄 母 甲 野 丙 子 次 男 妻の父 乙 川 丁 男 続き柄 母 乙 川 丁 子 長 女 結婚しているときの氏(名字)を継続して名乗る場合、記入不要 ※別紙『離婚の際に称していた氏を称する届』を提出 2 離婚の種別 ☒ 協議離婚 令和 4 年 10 月 30 日成立 令和 年 月 日成立 ☒ 調停 令和 年 月 日調停 令和 年 月 日調停 ☐ 審判 令和 年 月 日審判 令和 年 月 日審判 3 婚姻前の氏にもどる者の本籍 東京都渋谷区渋谷2 番地 (よみかた) おつかわ はなこ 筆頭者の氏名 乙 川 花 子 4 未成年の子の氏 夫が親権を行う子 妻が親権を行う子 甲 野 一 美 同居の期間 昭和・令和 年 月 から 昭和・令和 年 月 まで 平成 (同居を始めたとき) 平成 (別居したとき) 5 別居する前の住所 ☐ () の住所と同じ 番地 (方書き・建物の名称) 番地 番 号 婚姻中に使用していた氏で記入 別居がなかった場合は記入不要 6 届出人署名 夫 甲 野 太 朗 印 妻 印 事件簿 番号 連絡先 電話 (03) 5456-5601 () (白)・携帯・勤務先・その他 ()
---	---

記入の注意

- ◎鉛筆や消えやすい(消える)インクで書かないでください。◎文字は、略さず正確に書いてください。
- ◎この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、「戸籍謄本」または「戸籍全部事項証明書」が必要ですから、あらかじめ用意してください。ただし、本籍が福岡市内の方が、福岡市の区役所・出張所に提出する場合には必要ありません。
- ◎届書は福岡市の区役所・出張所に提出する場合は1通で結構です。
- ◎そのほかに必要なもの・調停離婚のとき→調停証書の提出
・和解離婚のとき→和解調書の提出
・認諾離婚のとき→認諾調書の提出
- ◎外国人の方の届出については、必要書類等を提出される
- ◎協議離婚の場合、成年者2名の証人が必要です。父母、その他の親族の方でも結構です。

調停や裁判離婚の場合は記入不要

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 (※押印は任意)	印
生年月日	明治 昭和 年 月 日 大正 平成 年 月 日	印
住 所	番地 番 号 (方書き・アパートやマンション等の建物の名称)	印
本 籍	番地 番 号 (方書き・建物の名称)	印

- ◎□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- ◎実父母の氏名を書いてください。◎養子縁組をしている場合は、養父母の氏名を書いてください。

- ◎今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
(この場合には、この離婚届書と同時に戸籍法77条の2の届書を提出する必要があります。)

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

- ☐面会交流について取決めをしている。
- ☐まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

- ・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

- ☐養育費の分担について取決めをしている。
- ☐取決め方法：(□公正証書 □それ以外)
- ☐まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等)による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育にかんする合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) にも掲載されています。

- ◎同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早い方を書いてください。

※本人確認欄(記入の注意)

夫 不受理 有・無 他 ()	妻 不受理 有・無 他 ()	住所: 免・バ・個・住(写真)・在 保険証・年金・口頭 他 () 不要
-----------------	-----------------	--------------------------------------

調停や裁判離婚の場合は記入不要

◎届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎署名は婚姻中の氏名で必ず本人が自署してください。

- ◎平日の昼間(役場の執務時間中)に連絡の取れる電話番号をお書きください。

住民異動届について

- ◎住所が変わる方は、別に住民異動届(転入届・転居届・世帯変更届など)の手続きが必要となります。
- ◎市外からの転入の場合は、旧住所地の市区・町村役場から「転出証明書」を取り寄せて新住所地の区役所・出張所で転入届を提出してください。
- ◎福岡市内間の異動は、新住所地の区役所・出張所だけで届出ができます。(転出証明書は必要ありません。)

調停や裁判離婚の場合、夫婦一方のみの署名でよい(印鑑は任意)